

「県内融資シェアで独禁法を論じることには違和感あり」

多胡秀人
2017/9/28

来年 4 月に経営統合を予定している新潟の第四銀行(本店新潟市)と北越銀行(本店長岡市)とが最終合意に向けて大詰めの交渉に入っています。

メディアなどは例のごとく公正取引委員会が「県内シェア 5 割を認めるかどうか」(長崎の地銀統合では 7 割シェアで待ったがかかった)に注目しているようですが、私はメディア(さらには金融機関当事者までもが)が、この県内融資シェアを主たる論点としていることに強い違和感を感じています。

公正取引委員会の審査ポイントは、統合合併によって「市場構造が非競争的に変化し、一定の取引分野における競争に何らかの影響を及ぼす」(公正取引委員会「企業結合審査に関わる独占禁止法の運用指針」) ところだと思いますが、それを県内融資シェアだけで測ることは無理があるように感じています。(公正取引委員会がそこだけを見ているのかどうかは私の知る限りではありません。)

地域において借入ニーズのある中小企業等は大きく分けて 3 つに分類されます。第 1 のゾーンは県内の金融機関のみならず県外の金融機関(メガバンクをも含む)が取引を望むような優良先(A)です。第 2 のゾーンは県外の金融機関が信用リスクや効率性の観点から取引を行わない層(B)です。第 3 は県内金融機関からも相手にされない金融排除層(C)になります。

県内融資シェアの議論では分母が(A+B)になるのですが、(A)は金融機関が統合合併しようがしまいが大きな影響はなく、統合合併によって不利益を被るとの懸念を持たば、県外金融機関(喜んで取引する)との取引を拡大するでしょう。

問題は(B)です。この層は県内の金融機関が合併し、シェアが拡大することで何らかの影響を受ける可能性があります。典型的なのが、長崎の統合合併問題で論点となった「貸出金利が上がるのではないか」といったポイントです。公正取引委員会は、統合合併によって、(県内融資シェアの分母 A+Bではなく)B層が不利益を被るかどうかを審査すべきではないでしょうか。

そのためには、当事者たる金融機関は、統合合併後の (B) に対する取り組み方針を明確にしなければなりません。

さらにもう一点。

救済でもない限り、統合合併後の金融機関は単体の時に比べて資本余力が出ます。拡充された資本をバッファーに、厳しい業況にある企業の再生を行い、新規創業や第二創業などに資金を供給すべきと考えます。これこそが顧客本位のビジネスモデルのキモになるところであり、地方創生の重要な一歩でもあります。

こういう対応が明らかになれば、統合合併の大義、すなわち金融機関の自己都合ではなく、顧客のためという点、が鮮明になってくるのです。金融排除から金融包摂、すなわち (C) から (B) へのシフトが始まるのです。

なお長崎の場合には統合合併の資本が、ふくおかファイナンシャルグループのコントロール下に入る形となっていますが、新潟の場合には県内資本が維持されるので、両者は同様に取り扱われるものではありません。(新潟の方に「第四銀行と北越銀行が合併して関東の銀行グループ傘下に入るのが長崎での統合合併」というと愕然とされます)

この (B) に対する取組み姿勢は「県内資本か、県外資本か」で温度差が出ることは否定できません。

(了)